

決算審査特別委員会

日 時 令和3年9月21日（火）

午前9時～午前11時22分

場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 なし
傍聴者 なし
書 記 花倉事務局長、川上書記

○荒木委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年度決算審査特別委員会を再開いたします。

前回は、34項目あった審査意見を7項目まで絞っていただきました。今回はこの7項目の表記の仕方、それから文言等について意見をまとめ、最終審査報告といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、1項目ずつやっていきたいと思っておりますので、私のほうでちょっと読み上げさせていただきます。

決算審査意見（案）、1、総務課、一般管理事務。脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素排出ゼロの取り組みが始まり、J-クレジットの販売が順調に伸びている。企業にSDGsやCSR活動が求められている今、企業版ふるさと納税の拡充に努められ有効に活用すべきである。

というふうにまとめましたが、皆さんの意見をよろしくお願いいたします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まずですね、最初のJ-クレジットの販売が順調に伸びているっていうところは、確かにそうなんですけれども、これの項目の主な主眼は企業版ふるさと納税の拡充ということだと思っておりますので、そこはあえてなくてもいいのかなと思います。

それと、令和2年度、林業アカデミーの研修棟の建設に10万円、企業からの寄附1件があつておりますけれども、その前に、やっぱり町が地域総合戦略に基づいた地域再生計画をつくって、それを内閣府の認定を受けなければいけないという前段がありますけれども、そこが実際に2年度どれだけあったのかちょっと不明確、私自身、認識がないですけれども、

多分その研修棟建設の1件だけではなかったのかなと思います。とするならば、決算から導き出すとすれば、やっぱり地域再生計画を内閣府に認定してもらうことがまず第一番であるし、その上で広くPRして企業からの寄附を求めるというふうな考え方ではないのかなあとと思いますが、どうでしょうか。

確かにSDGsやCSRというところも企業側のメリットとして、それは企業価値が上がるというような副次的なメリットというのは当然あるわけですが、それは直接、町側としてメリットというか、町側としてどうなのかなというところはあります。

もう一つの副次的なメリットとして、その企業と町との関係性ができる。様々な事業活動や地域活動において関係性ができるっていうところは大きいと思っております。

○荒木委員長　という意見ですが。

近藤仁志委員。

○近藤委員　全くそのとおりで、自分がこの出した趣旨としては、幸いなことに今、時の流れとして、脱炭素社会であったり、SDGs、CSR活動が大変盛んな社会的風潮になっておりますので、この機を逃さずに企業からの、当然日南町がSDGsの認定都市に選ばれておりますし、そういった取組に重点的に計画し、実行してきている点を捉えても、この機を逃さずに企業に売り込みをしてほしいということ。

それで、今、先ほど坪倉委員から発言がありましたけど、そのメニュー作成するためにもその前段として了解、国の了承を取らなきゃいけないわけですが、それが若干遅れて、いよいよ募集する期間が物すごく少なくなっているんじゃないかというのが大変危惧しております。その辺をなるべく早く取り組んでほしいという思いで、こういうことを書いたわけでありまして。そのためにお金を、企業版ふるさと納税としてお金を求めるだけでなく、関係人口を増やすためにも大切な取組であると考えておりますので、そういった文言にしてもらっても結構です。

○荒木委員長　どういうふうにまとめましょうかということですね。関係人口の増加にもつながりたいというのは、元の原文がそういう一番最後にそういうように書いてありますが、その国の内閣府の承認の関係というのについて、それも文言に入れるかどうかですが。そうすると、もう文章の形態がまるっきり変わってきますので。

そのほかの委員の皆さん、何かございませんか。

そうしますと、ですから、坪倉委員の言われた、国の関係と町の関係について文言を入れるかどうか、これについてはどうでしょうか。

坪倉委員に伺いますが、これに足すとしたらどんな文言を加えたらいいと思いますか。なかなか難しい、レベルが違うので、どういうふうに入れるかなというのがあります。

久代安敏委員。

○久代委員 いろいろ思いはあるでしょうけども、第一に脱炭素社会ということは、私はやっぱり町も施政方針で述べている関係もあるし、それは冒頭に表記しておく必要があると思いますが、今それぞれ言われましたけども、私はこのままですっきり明解でいいじゃないかなというふうに考えます。関係人口、それは当然のことです。関係人口という大まかなくくりだけでなく、Iターン、Uターンの促進も常にやっているわけですから、企業版ふるさと納税が果たしてふるさと納税された企業、日通の森なんかはCSRで関係人口は一定ありますけども、やっぱり本当に定住、Iターンが肝じゃないかなあというふうに考えますし、あれこれ付け加えずに、このまま簡潔明瞭でいいんじゃないかなという私の考えです。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 結局この項目の主眼をどこに置くかなんだと思います。ふるさと納税に特化するならば、やっぱりそのところを強調しなければならないと思っております。ですから、脱炭素社会とかっていうのは当然あるわけですけども、それは背景としてはありますけども、2年度決算からすると、やっぱり2年度は1件、ふるさと納税の寄附は1件だったという事実認定をした上で、今後、地域再生計画の策定とともにした上で企業へふるさと納税の働きかけを強めるというような内容にしたほうが、私はいいと思います。その中でSDGsやCSRの機運が高まっている中という文言を加えてもいいとは思いますが。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 最後の1行が恐らく中心であって、この企業版ふるさと納税の拡充に努められ有効に活用すべき。これが一番重要で、あとは文言を広げるか広げないか、どこまで広げるかっていうところはありますが、最初の2行は削ってもいいかなという思いもありましたけども、これはこれであっていいかなと思いますので、先ほど久代委員のほうからありましたように、これはこのままでよろしいんじゃないかなあと思います。

○荒木委員長 という意見がございしますが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 決算審査の意見として、その2年度の実事認定の文言は、やっぱりあったほうが町民にも分かりやすいと思います、決算審査の場合。そう思います。

○荒木委員長 例えば、具体的にどのような文言をどれを削って入れるか、これにさらに足すのかというのを指摘していただくとまこと簡単なんです。

○坪倉委員 ですから、先ほどもちょっと言いましたけども、企業版ふるさと納税は1件10万円、金額を入れるかどうかですけど、1件のみであったと。企業の中でSDGsやCSR活動の機運が高まる中、町として地域再生計画の策定をした上で企業に働きかけるといいのでしょうか、企業版ふるさと納税の拡充に努められたいということでもいいのかと思います。

○荒木委員長 ということは、この中に2年度の企業版ふるさと納税は1件であったという文言を入れると、単純に言えば。今言われたこと全て含むのもちょっと大変ですが、実績でいうと、そういう文言を入れるということになります。

例えば2年度の実績を入れるということであれば、この文章のどこに入れるかということになりますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 それは、まず事実認定が最初に来なければ、決算認定、決算審査意見としてはふさわしくないと思います。

重ねてになりますけれども、J-クレジットの販売はそれはそれで別項目だと思います。企業版ふるさと納税に絡めるっていうのはあまり適切でないのかなと思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 いろいろ議論されておりますが、今坪倉委員も言われましたが、文章1行目は終わりの「J-クレジットの販売が順調に伸びている」、ここを削除して、あとはこのままでいいと思います。私はそういう意見でございます。

○荒木委員長 今、真ん中の「J-クレジットの販売が順調に伸びている」を削除するのみ。

岡本健三委員。

○岡本委員 私は坪倉委員の意見に賛成なんですけれども、少なくともこの1行目はふるさと納税という意味では全く関係ないので削除すべきで、それで事実認定ですとかいったことをちゃんと入れて、ふるさと納税のことだよということをはっきりするような形で書いたほうがいいと思います。

○荒木委員長 例えば具体的に。

○岡本委員 ですから、先ほど坪倉委員がおっしゃった通りで私はいいと思います。

○荒木委員長 坪倉委員が一番最初に、令和2年度の企業のふるさと納税の実績を持ってくる。プラスで、J-クレジットは関係ないんで、これ削除すると。で、「脱炭素社会に向けて」、これは残すと。

○岡本委員 それも要らない。

○荒木委員長 これも要らない。

という意見ですが、その他の委員の方は。

大西保委員。

○大西委員 私もやはり事実認定というんですか、決算、令和2年度の実績を先に書いて、こうだったと、そして、こうあるべきだという内容がいいと思いますので、坪倉委員が言われた、最初に、令和2年度のふるさと納税の実績は1件であったと、それに対して、指摘する内容ですね。ですから、最初2行の「伸びている」までカットして、後、企業やSDGsにつなげてはどうかと思います。

○荒木委員長 最初の意見は、令和2年度の実績は、企業版ふるさと納税が1件であった。企業にSDGsやCSR活動が求められている今、企業版、またふるさと納税の拡充ということになりますが、文言としてそれでよろしいでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと内容の話なんですけど、企業にSDGsやCSR活動が求められているというよりは、先ほど坪倉委員がおっしゃいました、機運が高まっているというような表現のほうが今のこの文章にはマッチするんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 「求められている」部分を、「機運が高まっている」に変えると。「活動の機運が高まっている」、「今」は入れてもよろしいですね。

一番最初の出だしがちょっと難しいんですが。

○坪倉委員 難しくない。

○荒木委員長 難しくないですか。難しくないと言われる、ちょっと言っただければみやすいですが。

坪倉勝幸委員。

聞こえにくいもんですから、立って発言をしてください。

○坪倉委員 企業版ふるさと納税の実績は1件であった。企業に、「企業のSDGsやCSR活動の機運が高まっている今、町として地域再生計画の策定とともに、企業に積極的に」、働きかけがいいのか、アピールがいいのかですけれども、「働きかけ、企業版のふ

るさと納税の拡充に努められたい」ということではどうでしょうか。

○荒木委員長 まるっきり変わってきましたので、皆さんの意見を再度伺います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしですか。

そうしますと、上の2行の真ん中まで削除して、企業版ふるさと納税は1件であった。実績が1件であった。「企業のSDGsやCSR活動の機運が高まっている」で丸。「いる今」で切って、なかなか、局長、読めます。

○花倉事務局長 もう一度確認させてください。

企業版ふるさと納税の実績は1件であった。企業でSDGsやCSR活動の機運が高まっている今、町として地域再生計画を策定の上、企業に積極的に働きかけなのか、アピールし、かどちらかで、企業版ふるさと納税の拡充に努められたい。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 はい、なら、それで。（発言する者あり）えっ、何、アピール。

働きかけと、アピールとどっちがよろしいかということですが。（「働きかけ」と呼ぶ者あり）

私にらせていただくと、働きかけということになりますが、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

では、2番目、企画課の商工総務一般管理事務について。全国初のCO₂排出ゼロの道の駅をアピールするために1品1円の寄附をいただいているが、来客者に趣旨が理解されていない。大きなポスター、看板の設置やパンフレット等を作成され、CO₂削減に理解を求める必要がある。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まず1行目の寄附の「附」はござとへんをつけた「寄附」にさせていただけたらと思います。それと、2行目の来客者に趣旨が理解されていない、ここはちょっと表現が違うと思います。これは趣旨の周知が図られていないというふうに変えるべきだと思います。

○荒木委員長 ほかに意見はございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ、後段のところが重要だったと私は理解してるんですが、全く後段が抜け落ちていまして。CO₂オフセットをやめて、本当のCO₂削減活動に取り組むということですね。

やめるというのを入れることになったと思うんですけど。1円についてはちょっと議論がありましたけども、後段は皆さんが合意して、町からクレジットを寄附して、だから、排出分のクレジットを寄附して無理無理ゼロにするっていうのはやめるという話になったと思うんですけども、どうだったでしょうか。

○荒木委員長 いや、このまま続けるようであればやめるというふうに私は理解しましたが。それで、もう一度ポスターとか掲示板とかを大きな、分かりやすくして続けるというふうにとりましたが、だけん、1円の事業です。

岡本健三委員。

○岡本委員 1円の問題は、あくまでも買いに来てる方にそれを、排出ゼロというか、単にCO₂の排出削減をアピールするためですね、だから、排出ゼロじゃなくて。別にゼロじゃなくてもいいわけですから。何よりも大切なのは、削減、実質、言葉が難しいですけども、排出する二酸化炭素をとにかく減らすということが大切であって、クレジットを寄附して見た目上をゼロにするということが大切ではないですからそこは。

○荒木委員長 大切さは分かりますが、要するに、もともとは1品1円を頂いて、CO₂排出のほうにそれを使うというふうに私は理解しておりましたが。

○岡本委員 そこはいいんですけども、ただ、別にゼロにする、無理にゼロにする必要はないわけであって。

○荒木委員長 だから、実際にそこがゼロになる、道の駅の排出がゼロになるわけじゃないですよ。だから、いただいた寄附で、排出ゼロに向けて寄附をすると、使い道をそういうふうに理解しとったんですが。

○岡本委員 いや、だから、それはいいんだ、それはよくて。

○荒木委員長 岡本健三委員。

ちょっと整理をしてから、もう一遍発言していただけますか。

この中の文言の中で、いいですか、悪いですかというのをちょっと聞きますので。

岡本健三委員。

○岡本委員 後段が抜けているので、それを追加してください。このままだと良くないです。

○荒木委員長 後段と言われますと。

○岡本委員 後段というのは、そのまま申し上げると、CO₂排出ゼロの道の駅としてきたが、所期の目的を達成したと思うので、道の駅CO₂オフセットをやめてはどうか。本

当のCO₂削減活動を取り組んではどうか。毎年約200トン（160万円）のクレジット量を町が寄附をしているという、この文章は変えたほうが良い部分もあるとは思いますが、趣旨としては、そこの部分が重要だと私は考えます。

○荒木委員長　それで、元の原文ですよ。原文の中の、CO₂排出ゼロの道の駅としてきたがと、その3行、原文の3行分についてこの中に入れるということですね。じゃあ、入れるとしたら、どのような、3行このまま入れるわけですか。

岡本健三委員。

○岡本委員　だから、CO₂削減に理解を求める必要がある。そこで一旦終わって、それから、段落を変えて、「毎年約200トン（160万円）のクレジット量を町が寄附をしているが、これは取りやめて、本当のCO₂削減活動に取り組みたい」。あわせて、前半でCO₂排出ゼロではなくなってしまうので、前半の部分の全国初のCO₂排出ゼロの道の駅をアピールするためにというよりは、ここのところは普通に「CO₂削減をアピールするために」でいいんじゃないでしょうか。そうすれば前半と後半のつじつまも合いますし。

○荒木委員長　坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　最初のところですね。森林保全によるCO₂排出削減のために1品1円の寄附をいただいているが、来客に趣旨が周知されていない。その次はいいと思いますが、町から毎年200トンでも160万円でも良いんですけども、寄附によるCO₂オフセットはやめるべきだ、としたほうがいいと思います。

○荒木委員長　そうしますと、最初に、今の意見でありますと、森林保全のためにというのを最初につけてということですよ。森林保全のために全国初のCO₂排出ゼロの道の駅をアピールするために1品1円寄附、ここは削除ですか。そうすると、どこを、アピールから削除するのか。

もう1点は、今200トンのクレジット料を町が寄附しているのを廃止すべきということをつけるということですね、最後に。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　そこのところは前回合意ができたとは思っていますが。この全国初の排出ゼロの道の駅っていう看板っていうか、表題はやめたほうがいいっていうところはおおむねの合意ができたと思っておりますので、そこは入れたほうがいいと思います。町の寄附によるカーボンオフセットのやり方っていうのはやめたほうがいいな、やめるべきであると

思います。

○荒木委員長 いや、その、1件をとというのは、要するにこの1品1円のやつ、この表示をやめるとか、そういうのは各意見が出ましたが、じゃあ、続けるにはどうしたらいいのかというのは、例えばもうちょっと大きなシールを貼るとかいうのが出ましたが。（発言する者あり）

なかなかまとめにくいですね。

久代安敏委員。

○久代委員 今出された意見を基に、再度再提出、委員長の責任で。

○荒木委員長 ちょっと待ってください。委員長の責任でこれを書いたわけですから。

○久代委員 私も若干校正をしましたけども、改めて意見が出ているので、再度、委員長、副委員長で文章を作って提出したほうがいいじゃないか。一言一句をこの場ですると、かなり時間がかかる。大事な肝は外さないように文章を作成するというので、今意見があったように200トン、160万円のクレジットを町が寄附してることは問題で、やっぱりやめるべきだという合意はあるじゃないかと思います。

それで、CO₂を排出ゼロの道の駅という当初からうたい文句になってますが、やっぱり、CO₂を本当にゼロにするためには、削減から始めないと、一遍にゼロにはできないわけですから、やっぱり限りなく削減を、年限を区切って、国もそうしてますけども、そのように向かっていくということも大事な要旨ではないかというふうに考えます。

○荒木委員長 じゃあこれは、取りあえず飛ばします。

次、行きます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほども述べましたけども、「森林保全によるCO₂削減のために1品1円の寄附をいただいているが、来客に趣旨が周知されていない。大きなポスター、看板の設置やパンフレット等作成され、CO₂削減に理解を求める必要がある」。その次に、町のクレジット寄附によるカーボンオフセットはやめるべきである、でいいと思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 文言はいろいろあると思いますが、要するに要点は、1品1円のもらっている意義について、消費者の方にその内容を周知してない点と、それから道の駅のCO₂オフセットをやめるべきだという文言を入れてもらった文章を取りあえず作っていただきたいと思います。

○荒木委員長 要するに文言一言一句というのがいつも引っかかってきますので、それを今してるわけですから。（発言する者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 「森林保全によるCO₂削減のために1品1円の寄附をいただいている」が、この来客者っていう表現がどうなのかなって思いますけど。

○荒木委員長 そこまでは、森林保全のためにCO₂。

○坪倉委員 だけん、テープを起こしてもらったほうがいいじゃないですか。

○荒木委員長 いや、ちょっとテープを起こしますので、じゃあ、最初から最後までちょっと試してみてください。

○坪倉委員 さっき、前段で言うたとおりです。度々言うと、度々違った言葉が出てくる。

○荒木委員長 そうなんです。度々違うので、苦労するんです。

古都勝人委員。

○古都委員 先ほど皆さんのほうからも意見が出ましたが、委員長、副委員長、そして提案者の3名で調整をいただいて文章を出していただければ、それでいいと思いますので。

○荒木委員長 この商工一般管理事務についてはそういたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

次、行きます。

3番目、住民課、環境保全対策事業の空き家対策協議会の委員報酬が支給されていない。なぜ支給されなかったのか原因を分析され対策をされたい。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

近藤仁志委員。

○近藤委員 「空き家対策協議会の委員報酬が支給されていない」は当然ですので、事実認定ですので、当然これは載せるべきだけど、その後ろはやはり、自分とすれば、計画に沿った予算執行に努められたいとか、事業執行に努められたいか、そういった文言のほうの方が適切ではないかと思いますが、どうでしょう。

○荒木委員長 という意見ですが、皆さん、どうでしょうか。

大西保委員。

○大西委員 私は、あえて「なぜ」という言葉を入れたのは、やっぱりいろんな委員会があり、毎年これやってるわけですね。なぜ漏れたのか、なぜそうなったのかと、本当に金額的にはトータル予算の僅かです。ただし、これは町民集めて、委員さん集めてやってま

すし、毎年これは定期的にやってるもんです。調べてみますと、一昨年の委員会は委員会報酬6万3,000円支給されてる。令和2年度は2万8,000円だったんで、なぜかと、調べてみたら、聞けばこの空き家対策協議会には支払っていないことが分かったわけです。そのとき、委員会で初めて分かったわけです。だから、なぜそうなったのかということが一番重要でして、やっぱり原因追及する場合に「なぜ」という言葉が重要なので、それに対してどう対策するか、これは全ていく言う言葉で、横展開といいます。各部署にもこういったことがあると思うんで、そういった意味での業務のやり方、チェックの仕方等もありますので、あえて「なぜ」という言葉を入れました。

○荒木委員長 大西保委員はこのままでよろしいということですね。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 大西委員の発言で大体いいと思いますが、最後、対策されたいってところを、2年度支給されなかったんで、2年度分を2年度出席者に対して3年度に支払うべきかどうかというところが対策だと。もう一つは、再発防止という表現もあるのかなと思います。どちらを選択するのか、この委員会として、また、ちょっと行政の会計執行上の問題もあるのかも、2年度分について3年度支払うということについて、ちょっとそこら辺よく分からないところもあるんですけども、この対策でいくのか、再発防止でいくのかというところがあると思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 できれば、そうしますと、対策され、再発防止に努めるとかですね、いう言葉2つちょっと入れさせて、要するに今言われた歯止め、対策、歯止め、そして半年後にもう一遍チェック、1年後にチェック、これが一番大事なんで。言って、後のフォローが一番大事なんで、本当にその後、守られてるかということのために、対策、そして再発防止、それを入れていただければいいかなと思います。

○荒木委員長 もう一度大西委員に伺います。どの辺から。ちょっと短い文章ですので、ゆっくり読んでいただければ。

○大西委員 そうしたら、「なぜ支給されなかったのか、原因を分析し、対策を行い、再発防止に努められたい」という言葉で一応どうでしょうか。

○荒木委員長 再発防止に、ですか。なら、そういうふうに。原因を分析し、対策を行い、再発防止に努められたいということですね。じゃあ、それでよろしいでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 大西委員のほうはなぜっていうことが非常に大事と言われましたけれども、いわゆるこういうふうな意見を書く場合に、なぜとか云々とかいうよりは、やはりこれはもう未支給の、未支給であった原因と、なぜとかじゃ、未支給の、要は支給されなかったっていうことなんで、なぜっていう言葉をあえてこういう意見に入れるのかっていうか、どちらかという現実的に未支給であったということなので、未支給の原因を分析し云々というほうが何かすっきりしそうな気がします、いかがでしょうか。

○荒木委員長 という意見ですが、「なぜ支給されなかったの」を、「無支給の原因を分析され」というふうに。「未支給の原因を分析し、対策を行い、再発防止に努められたい」ということですね。

次、4番目、農林課について、行きます。

農業後継者育成事業、林業後継者育成対策事業についてですが、「農業及び林業の後継者育成事業を一般財団法人日南町産業振興センターに委託されているが、事業費を上回る委託料が支払われている。委託費の扱いとして適切ではない。年度ごとに精算され、過剰分は返還を求めるべきである」というふうにまとめましたが。

皆さん、ありませんか。今、これでいいという声が出ておりましたが。（「私はいいいす」と呼ぶ者あり）

それでは、次、5番目、よろしいですか。

日南町林業育成産業化モデル事業について。第2木材団地の水源調査業務は、電気探査と井戸掘削を含めて3,718万円の事業であったが、水質検査の結果は工業用水に適さないものであった。不確定な結果もあり得る工事契約の在り方については、今後慎重な検討が必要である。

監査意見にも出ておりました。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が1つ気になるのは、工業用水という表現ですよ。水質検査の結果は工業用水に適さないものであったって書いてありますけれども、工業用水に必ずしも適さないのかなというのはちょっと疑問があって、工業用水っていうのは結構水道水よりも検査の基準は緩いので、むしろここでは、バイオマス発電事業に適さないものであったという。

○荒木委員長 この木材、第2団地の水源調査で掘ったんですが、もともとの計画は第1団地の工業用水、水源確保ということですので、バイオマスには関係ない事業です。

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、それを言ってしまうと、じゃあ別に工業用水には使えますよっていう話にもなりません。今使えないって言ってるのは、バイオマス発電のやってる事業者に問い合わせて、水道水と同じ水質じゃなきゃいけないと、水道水以上の水質じゃなきゃいけない、だから、あそこは駄目でしたという話になってると理解してるんですけども。普通の工業用水としては使えないことはない水質のはずですけども。

○荒木委員長 という意見ですが、皆さん、どうでしょう。

大体はもともとは、第1団地の工業用水が足りなくて、電気探査をして場所をずっと調べたら、第2団地のところに水があるということで始まった事業ですので、そのバイオマス発電のための調査ではないです。

岡本健三委員。

○岡本委員 もともとの経緯は私も存じ上げてます。覚えております。結果的にオロチさんが先行して井戸を掘られて、そこがうまく具合に水が出たので、こちらの井戸は、言わば、そちらの第1団地のほうには今現在必要ないという状況になってるわけですけども、それとは別に、今回この井戸の水が使えませんよというのは、別に第1団地に使えませんよと言っているわけじゃなくて、バイオマス発電のあの事業に使えませんよって言っていると私は理解してるんですけども。工業用水全般として絶対使えませんっていう、そんなに悪い水質じゃないんじゃないですか。なので、この工業用水という表現はちょっと誤解を生むかなという感じがしますが。

○荒木委員長 皆さんの意見を伺います。

仮に「工業用水を」を削除するのであれば、何用水というふうになるんでしょうか。

岡本委員。

○岡本委員 先ほど申しましたように、バイオマス発電事業には適さないものであったという、そういうことでいいんじゃないでしょうか。

○荒木委員長 工業用水のところをバイオマス発電には適さない水質であったというふう

に。

これを出された方のちょっと真意を伺いたいのですが、どなたでしょう。

久代安敏委員。

○久代委員 当初は第1団地にバイオマス発電をするためにということで井戸水を掘削したけども、出た水が工業用水に適さないという結果でした。これは、再度執行部に工業用水と飲料水、例えば、工業用水というのは基準が、湧出する井戸水の基準が、詳しく工業

用水の基準を聞かないと私も答えられません。執行部が工業用水として適さなかったという記述をされているので、私もそれを踏襲した文言にしました。

ですから、私は、仮にバイオマスであろうと何であろうと、バイオマス事業そのものも一時、今、頓挫している、ですよ、実際には。ですから、やっぱり将来的に第1、第2団地の本当の水を、水源確保が大事だということで、そもそもどうすればいいかということで意見を上げさせてもらいました。農林課の説明で、それ以上の、私も工業用水という言葉について明確なことは申し上げられません、現時点では。その点はやっぱり執行部に再度工業用水とはどういう基準なのかということを知って、決算審査にも深めるなら、そのほうがいいと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 同じ意見なんですけれども、執行部が書いてるところが今見つからないんですが、全体として、本当に第1団地、第2団地、ほかの事業にも使えないものなのか、それともバイオマス発電は特に、水道水以上の水質がなきゃ使えないということだったんで特に使えないものなのか、その辺りははっきり確認して、ちゃんと正確な表現を使ったほうがいいと思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 7月8日の全協で、7月8日ですよ。そのときには、農林課から、第2団地整備事業水源調査委託業務についてということで水質の関係の説明がありまして、最終的に結果として、このたびの水源調査では良質の水源を得ることができなかった。本井戸の水質のまま工業用水として利用することは施設への負担を考えると困難であり、適正な水質にするためには曝気、設備等の施設が必要となり、多額の費用が生じることとなった。そのため、本井戸は木材団地の水源としては不適であり、活用は断念するという結果をいただいております。それで、引き続きバイオマス事業者の進捗状況を確認しながら水源の確保を検討するということでしたので、いわゆる今回この意見書で上げたいのは、リスクを伴う契約というのに対して、慎重な契約の在り方というのを検討してくださいねということなので、表現的には工業用水がどういう基準で云々という細かいことではなくて、いわゆる契約の在り方について考えなさいよということなので、この基準が云々、工業用水は何か、そういうことを言い出したら切りがない話であって、全く元の意見とは違うところに方向性が行ってしまうのではないかと思います。こういうような表現で私はいいんじゃないかなと私は思います。以上です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 近藤委員、よろしいですか。

近藤委員。

○近藤委員 自分もそのとおりだと思います。バイオマス発電の方に相談されたかどうかは知りませんが、要するに工業用水としては不適合だった、マンガンが多くて不適合だったという報告があって、工業用水としては不適合だった。それがバイオマス発電事業者にとって不適合であったというような報告書はなかったように思う。それは喫緊に今度進出を計画されておられる企業者には相談持ちかけておられると思います。その結果も十分反映したものとは思いますが、第1団地のほうでも使うことができないというような報告だったと自分記憶しておりますので、自分もこのまま結構だと思います。

○荒木委員長 このままでいいですか。例えば、工業用水を木材団地の水源に適さないものであったという今報告を岩崎さんが言われましたが、そういうふうに変えても結構ですよ。（発言する者あり）

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私もそのほうが、工業用水と書くと、今マンガンのおっしゃいましたが、マンガンの濃度は、いわゆる工業用水の一般的な基準はクリアしてます。だから、今、先ほど委員長がおっしゃった表現が私はいいと思います。

それで、多分引っかかっているのは、むしろ遊離炭酸のほうなんじゃないかなとちょっと私は思っているんですけど、その辺のところもやっぱり別途しっかり確認して、何に使えるのか、何に使えないのかというような、この水が、せつかく掘った井戸なんで、その辺はまた別途やったほうがいいと思います。

○荒木委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 要は契約の仕方、これが問題であって、ここに書いてある、確かに結果としては浸食性遊離炭酸が多いということで云々なんですけども、結局それは、問題なのは、これをクリアするだけの工事の契約というのができたらそれでよかったわけでして、ですよ。ですから、もうpHが云々とかそういうことは抜いて、この工業用水でいいんじゃないかと思いますがね、どうですか。そこまで細かいことを言ったら、切りがないと思います。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 そこはより明確に木材団地の用水として適さなかったということでもいいのかなと思います。その下です。「不確定な結果もありうる工事契約のあり方について」って

いうところについては、まさしく監査委員が同趣旨のことを指摘をされております。もちろんそのことも非常に大事でありますけども、前回の文章にありました「木材団地の水源確保について取り組まれない」というところが、議会として、今後の木材、林業全般、そして木材団地の発展のために必要不可欠な事柄でありますので、監査委員と同じ指摘もなはないし、当然あることなんですけども、それよりも、「木材団地全体の水源確保に努められたい」か、「検討されたい」というところに持っていくべきだと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 同じなんですけども坪倉委員と、要するに、工業用水という表現を使ってしまうといろいろ細かいことを言い出さないといけなくなるので、それで、「木材団地の水源としては適さないものであった」という、そういう、何というか、事実を即した表現にしていだければと思います。

○荒木委員長 という意見ですが、ということは、下から2行、「不確定な結果から」を削除して、「水源の確保を求める」ように変えるというのが坪倉委員ですよね。そういう意見がありましたが、その辺について。

近藤仁志委員。

○近藤委員 提案者の趣旨からいっても、やはり監査意見とは同じでない、提案者の意見を尊重して、趣旨が間違っていないので、提案者のほうの文言を入れるほうに私は賛成します。

○荒木委員長 という意見ですが。（発言する者あり）原文というか、最初の提案のものは……（「いやいや、このままでいいかっていう話」と呼ぶ者あり）このまんまではいけんという意見ですが。要するに、「工業用水は木材団地の水源に適さないもの」、これに変えます。それで、その「不確定な結果」も工事契約については監査意見で出てたので削除して、「木材団地の水源確保について再検討を急がれたい」と、これを入れるということです。ということですが、それでよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

では、次、町造林事業、「昨年の決算審査意見で造林事業の発注の遅れを指摘したが、見直されていない。作業には適期があり、早期の発注が必要である」というふうにまとめましたが。よろしいですか。

なら、これでいいということで。意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 確かに2年度決算を見る限り、こういう状況だったと思いますが、農林課も全員協議会じゃなくて決算審査のときですね、説明があつて、おわびと再発防止策も示されております。決算認定として当然と言えば当然なんですけども、ある一面、これから先の行政に生かすというところもあるとすれば、上げることについて再検討もしていただきたいなあと思うところであります。

○荒木委員長 と、今、坪倉委員は、この件については謝罪と次の取組の報告があつたということで、削除しましょうよということですが、皆さん、どうでしょう。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、この町造林事業については削除いたします。

では、最後になりますが、建設課の道路維持管理事業についてであります。「町道の維持管理が委託した業者によってばらつきがあるので適切な指導をされたい。舗装の修繕工事、支障木の撤去については、車や人の安全な通行や除雪作業に支障のないよう迅速な対応を求める」というふうにまとめましたが、皆さん、どうでしょう。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 おおむねというか、大体いいと思いますが、舗装の修繕工事と支障木の撤去についてはって限定してあります。私が日頃見かけとる状況は、当然舗装の穴埋め、修繕もありますけども、特に、道路側溝が詰まって、冬期間、路面に水が流れ出して、それが凍結してるという状況も時々見かけます。ですので、そこは舗装の修繕工事に限定せずに、道路維持とか道路管理とか、道路維持がいいのかなと思いますけど、そういう文言のほうは適切ではないかなと思います。それはガードレールにしても、デリネーターにしても、同じことが言えると思います。

○荒木委員長 どうでしょう。

近藤仁志委員。

○近藤委員 道路維持というのは理解できるけど、支障木というのが道路維持に今までそんなに入ってなかったもので……（「支障木を入れる」と呼ぶ者あり）あつ、支障木を残すと。（発言する者あり）だけ、それ以外のことなら道路維持で結構ですけど、支障木というのは、ふだんの、普通の委託している道路維持活動に対して支障木の要件が入っていないので、そういった面も入れてほしいという思いを込めて提案しましたので、支障木が残ったら、取りあえずいいです。

○荒木委員長 これは支障木について最初提案があつて、それだけでなしに、道路の舗装

とかいうのが出ましたので、まとめてこういう表現にしたんですが、今、道路の舗装だけではないので、道路の修繕工事というところの文言はどのようにしたらええかなというのを。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに、全体を言えば道路の維持管理ということで、いわゆる建設課がつくった指標に沿って管理するのが当たり前でありますけども、それを一言で済ませば事業をしっかりせえということになってしまいますので、やはりある程度具体的な項目を上げるというのは、私はいいと思います。ですから、坪倉委員おっしゃいましたことも言葉に入れるということで、「舗装の修繕、水路の清掃、支障木の撤去など」というような表現はいかがでしょうか。

○荒木委員長 岩崎委員、水路というが、多分道路側溝のことだというふうに思いますが。

○岩崎委員 すみません、道路側溝。

○荒木委員長 だけ、そこに、真ん中に道路側溝という文言を入れるということですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 舗装の修繕工事のところは、「道路維持、支障木の撤去については」で理解できるんじゃないかなと思います。

○荒木委員長 私としては、一番最初に道路維持管理を持ってきましたので、それで、わざと道路維持を舗装とか実際の工事に変えたつもりですが、今の意見だと道路維持と支障木の撤去ということですよ。側溝は、坪倉委員言われましたが、それは無理に……（発言する者あり）、道路維持ということでもよろしいですか。要するに、再度、「舗装の修繕工事」を「道路維持、支障木の撤去については」ということに変えるという意見が出ましたが。

久代安敏委員。

○久代委員 もともとの文章が短いので、具体的に舗装の修繕ですよ。それから側溝、さっき言われた。そこが至るところ水があふれていますが、大雨の降った関係もあったりして、大雨からかなり日にちがたっているのに修繕されていませんね、水路の、側溝の掘削がされていません。ですから、そういうことも、具体的に側溝は必ず入れるべきだと私は思いますが、どうでしょう。

○荒木委員長 建設課の説明の中に、側溝についてはある程度たまってから掃除していますというような説明がありましたが、私も実際に掃除するんであれば、ある程度たまって

から、重機を持って行ってするわけですから、そういうふうに思いますが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ある程度たまってからというのは理解できます。大体に、集落の中はそれぞれ住民の方々の協力で管理されてると思いますけども、家がないところ、例えば峠付近とか、そういったところについては、側溝の管理が不十分だと思います。特に最近はイノシシが道路を掘って側溝を埋めてしまうと、それによって車道部分に水が流れておるといところが何か所もあります。落ち葉についてもところどころそういうことがありますけども、土砂が側溝にたまっておるとい状況もありますので、それを常にきれいにしろというわけじゃなくて、年4回の巡回、あるいは大雨後の臨時的な巡回のときにきちんと見ていただきたいという思いであります。

○荒木委員長 文言の中には「道路維持」を書いて、「側溝」とかいうのは入れないということですよ。

久代安敏委員。

○久代委員 私も、さっきから言うように、側溝はもう道路の、町道の一部ですから、完全に。大事な、もうとにかく雨が降ったら側溝から水があふれるというのは、いつもあることなんです。たまたま私、昨日もライスセンターに向かっていたら、町道がずっと水があふれて埋まってました。それは一々通報があっても業者がなかなか対応できんということもあるでしょうが、時期、時期に利用する道は特に早い対応をしてもらわないといけないので、特に側溝は入れておいてほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私は道路維持でいいと思います。今、久代委員が言われたように、よくある頻繁なもので側溝の掃除という話もありましたが、維持の中にはまだガードレールの補修であるとかカーブミラーの角度調整とかいろんな作業があるわけですので、包括して道路維持で担当課は理解すると思いますし、それぐらいのことでいいんじゃないかと思っております。

○荒木委員長 すみません、今意見が2つ割れておりますので、どちらかにまとめたいと思いますが、ほかの委員の方は。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分も、それこそ特に目につくのが、側溝からの水が流れるのは大変目につきます。舗装の陥没よりも目につくぐらいたくさん目につきますし、それから、今後、冬

を迎えるに当たって、それが凍結して事故につながりかねないということも十分想定できます。この道路維持という一つのくりにすれば焦点がぼけるというような点もありますので、あえて、特にこういうところには気をつけてほしいというのは、やはり個々の項目を二、三でも入れたほうが効果はあると自分は考えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしということで、入れると。入れるとしたら、例えば舗装の修繕工事、道路側溝の清掃というふうに入れるわけですか。そういう表現になりますか。（「管理だ」と呼ぶ者あり）管理でいいですか。（「うん、管理」と呼ぶ者あり）道路側溝の管理。このちょっと文言を、今発言された方に求めますが。（発言する者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 じゃあ、「舗装の修繕」、「工事」はなくてもいいと思う。舗装の修繕、道路側溝の管理、支障木の撤去……（「など」と呼ぶ者あり）「など」を入れる。（「など」と呼ぶ者あり）「などについては」っていう。（発言する者あり）

○荒木委員長 じゃあ、舗装の修繕、それから道路側溝の管理、支障木の撤去などという意見で、それではまとめさせていただきます。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここで休憩といたしますが、先ほど、特に意見がまとまらなかったのは何番ですか。（発言する者あり）2番目でしたか。CO₂、商工総務一般管理事務のところで、これについては、特に委員長、副委員長、それから委員の坪倉勝幸委員と3名で協議をしたいというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）提案者ですから。（発言する者あり）

それで、全文ちょっと改正をしますので、予定は11時ですが、場合によっては延びる可能性あるかもしれませんので、御了承ください。

それでは、11時まで休憩といたします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

お手元のほうに紙ベースであると思いますが、御覧ください。読み上げませんので、各自見ていただいて、どの項目でもいいですから、番号を言って発言をしていただきたいと思います。

久代安敏委員。

○久代委員 委員長、第1番目の企業版ふるさと納税のことについて、地域再生計画が日南町はきちっとつくっているということを説明されたほうがいいじゃないでしょうか。それに基づいて企業版ふるさと納税を募集されているということについて、補足的に委員長

として説明されたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○荒木委員長 今、久代委員のほうから、企業版ふるさと納税については昨年1件であったということですが、この納税の企業版ふるさと納税をするためには、町として地域再生計画をつくって、つくってからでない事業として始められませんので、ここは町として計画に基づきというふうにさせていただきました。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 「今の地域再生計画に基づき」ってありますけど、今の現状の地域再生計画というのは、あるですか。

○荒木委員長 現状にあると思いますよ。取りあえず、この令和2年はあったわけですから。

○岩崎委員 ホームページ見るとそれが載ってないんで、31年で終わってるんで、そののちをちょっと再確認をしたら。ありますですね。大丈夫ですね。ホームページに載ってないというだけですね。

○荒木委員長 確認はいたしましたので。

じゃあ、1番はよろしいですか。なければ、これでいきたいと思いますが。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと待ってください。5番の「工業用水」は、結局そのままにしたんですか。

○荒木委員長 委員長、副委員長で再検討した結果、「工業用水」というふうにさせていただきました。

岡本健三委員。

○岡本委員 それはどういう、それに、もっと言うと、木材団地の工業用水だけでなく飲料水にも使われてると思うんですけども、どういう意図でそれは工業用というふうにされたのか。ちょっと委員長、副委員長の御意見をお聞きしたいんですけども。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 第2団地の試掘ですからね。第1団地のことについては言及する必要がないと思う、取りあえず。だから、第2団地の工業用水としては適さないということで、何ら問題はないと思いますけどね。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ただ、場合によってはこの用水を第1団地に使うということだつてあり得るわけですね。もともとそういう検討をしてたわけだし。趣旨としては木材団地の全体の水源確保について再検討を急がれたいということなんで、さっきのだと、あれですね、農林課の説明だと、木材団地全体の水源として使えないという、そういう説明だったという理解なんではないんですか。あくまでも第2団地のみということなんですか、これは。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 この電気探査と井戸掘削は繰越しで行われて、最初は第1団地のこともありました。ですけども、現に第1団地の皆さんは飲料水として井戸水を使っておられます、実際に。けども、第2団地を掘削したときに工業用水として適さないということだったから、当然飲料水としても適しないと判断すべきであつて、最後の段落にある「木材団地全体の水源確保について再検討を急がれたい」というのは、もちろん第1団地、第2団地も含めて、本当にいい水を、きっちり井戸水を出すということの方針を急がれたいという趣旨ですから、何ら問題はないと私は思ってますけど。

○荒木委員長 よろしいでしょうか。（発言する者あり）

この表記の仕方ですが、「ものであつた」で続けて、今、行を変えてますが、続けて表記したいと思いますので、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そのほか。なければ。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、今までこれは何々課の何々事業でしてますが、してない年もあつたそうなので、表記はこれでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）各課名と事業名と両方書くということで。よろしければ。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 課の名前はなくても、ただ、一般管理事務は、ほかのところにもある、特別会計とかあるんでしょうかね。ちょっとそこの確認は必要かなと思いますけども。課の名前は基本的になくてもいいと思いますし、ページ数も要らないと思います。（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 一任ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一任でしたら、このままで。

（「はい」と呼ぶ者あり）ページ数は削除します。（「課名は」と呼ぶ者あり）いや、このままですから、課名をつけますよ。（「ページは入れない」と呼ぶ者あり）ページは削除しますが、課名と事業名を入れます。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これで一応審査は終了いたしました。十分な質疑、意見をいただきましてありがとうございます。

では、続きまして、各案についての討論、採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、議案第73号、令和2年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

久代安敏委員。

○久代委員 一般会計の決算認定について、不認定の立場から発言、詳しい討論は本会議最終日、29日にいたしますので、反対と、不認定という立場を表明いたします。

○荒木委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。（発言する者あり）

それでは、ただいまの議案第73号、令和2年度日南町一般会計決算認定についての採決を行います。

原案どおり意見を付して認定することに賛成の委員の挙手を求めます。（「挙手」と呼ぶ者あり）はい。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 挙手多数であります。よって、本案は、意見を付して認定すべきものと決定しました。

最初に申し上げたらよかったんですが、挙手によって採決をいたしますので、よろしくお願ひいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第74号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 国保特別会計に反対、不認定の立場から討論します。内容は本会議でお話しします。

○荒木委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第74号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、原案のとおり

り認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第75号、令和2年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。
まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 介護保険特別会計、反対、不認定の立場から討論をします。内容は本会議でお話しします。

○荒木委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第75号、令和2年度日南町介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第76号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

久代安敏委員。

○久代委員 令和2年度介護サービス事業特別会計について、不認定の立場で最終日に討論をいたします。

○荒木委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第76号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定

をしました。

議案第77号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 後期高齢者医療特別会計に反対、不認定の立場から討論します。内容は本会議でお話しします。

○荒木委員長 賛成者の発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第77号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第78号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第79号、令和2年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第80号、令和2年度日南町下水道会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第81号、令和2年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

それでは、結果として、原案に対して賛成多数で決定したものが、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、全員一致で認定したものは、第78号、第79号、第80号、第81号ということになりました。

以上、本委員会に付託された9議案につきまして審査を終了いたします。

9月9日以来、長期にわたりまして委員の皆様には熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。おかげをもちまして、ただいま審査を終了することができました。皆様の御協力に感謝します。

9月29日に予定されております本会議には私から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。本当に長い間、御苦労さまでした。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長